

四半期報告書

(第14期第3四半期)

株式会社エムティーアイ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【四半期連結財務諸表】	25
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 松 本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 経理部長 中 村 博 之

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 第3四半期連結累計期間	第14期 第3四半期連結会計期間	第13期
会計期間	自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自平成19年10月1日 至平成20年9月30日
売上高 (千円)	18,760,522	6,621,839	21,615,089
経常利益 (千円)	1,691,091	888,722	1,675,564
四半期(当期)純利益 (千円)	1,367,039	504,417	563,297
純資産額 (千円)	—	6,448,225	5,385,537
総資産額 (千円)	—	11,794,031	10,758,982
1株当たり純資産額 (円)	—	47,829.01	39,567.06
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10,186.35	3,772.54	4,086.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10,113.73	3,739.58	4,048.63
自己資本比率 (%)	—	54.3	49.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,097,090	—	1,449,459
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△766,876	—	△1,470,620
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△538,105	—	△11,722
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	1,216,005	1,442,113
従業員数 (名)	—	489	449

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	489	(114)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	440	(114)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
コンテンツ配信事業	6,511,673
自社メディア型広告事業	110,166
計	6,621,839

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。

2 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	2,823,911	42.6
KDDI株式会社	2,403,259	36.3
ソフトバンクモバイル株式会社	1,159,130	17.5

3 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【事業等のリスク】

当四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当社グループは、着うたフル[®]や健康情報を中心に有料会員数の拡大を図るべく、プロモーション活動を積極的に展開しました。これにより、主力事業であるコンテンツ配信事業の平成21年6月末の有料会員数は753万人（平成20年6月末比149万人増）に拡大しました。

売上高は、有料会員数が大幅に拡大したことにより6,621百万円となり、売上総利益は、原価率が29.4%と前年同期と同水準であったことにより4,676百万円となりました。

営業利益、経常利益については、販売費及び一般管理費のうち、主に人件費や支払手数料、減価償却費は増加しましたが、売上総利益の大幅な増益で吸収できたことによりそれぞれ892百万円、888百万円となりました。

四半期純利益については、税引前当期純利益の増益により504百万円となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりです。

① コンテンツ配信事業

音楽系コンテンツでは、人気楽曲獲得やプロモーション展開に注力し、着うたフル[®]の有料会員数が順調に拡大し、市場が成熟している着うた[®]や縮小傾向にある着メロについても、有料会員数を維持することができました。

女性のニーズを捉えた健康情報では、効果的なプロモーション展開を行うことにより有料会員数が好調に拡大し、デコレーションメールでは、絵文字を拡大させることによりカテゴリ全体の有料会員数を維持することができました。

これらの結果、平成21年6月末の有料会員数は753万人（平成21年3月末比 23万人増）となり、売上高は6,511百万円に拡大し、営業利益は998百万円となりました。

② 自社メディア型広告事業

『デコとも』、『ログとも』の登録会員の活性度の向上について、先行的費用投資に伴う赤字額を最小限に抑えながら取り組みました。平成21年6月末の登録会員数は413万人（平成21年3月末比8万人増）となり、売上高は128百万円、営業利益は△87百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は11,794百万円となり、前連結会計年度末対比1,035百万円の増加となりました。

資産の部については、流動資産では現金及び預金が減少しましたが、主に売掛金が増加したことにより766百万円の増加となり、固定資産では投資有価証券が減少しましたが、主にソフトウェアや繰延税金資産の増加により268百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債では未払法人税等が減少しましたが、主に買掛金が増加したことにより27百万円の増加となり、固定負債では退職給付引当金が増加しましたが、主に長期借入金が減少したことにより55百万円の減少となりました。

純資産の残高については、主に四半期純利益として1,367百万円を計上したことにより、1,062百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末対比71百万円増加の1,216百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加による資金流出がありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費の計上等により401百万円の資金流入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産（主にソフトウェア）の取得による支出等により291百万円の資金流出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金返済による支出により38百万円の資金流出となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は9百万円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447,600

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,808	133,824	(株)ジャスダック証券 取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度の採用はありません
計	133,808	133,824	—	—

(注) 1 当第3四半期会計期間の末日後、新株予約権の権利行使により、発行済株式数が増加しています。

2 提出日の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。

(2) 【新株引受権および新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権
株主総会の特別決議(平成12年12月22日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株引受権の数(個)	117
新株引受権のうち自己新株予約権の数	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株引受権の目的となる株式の数(株)	234
新株引受権の行使時の払込金額(円)	186,500
新株引受権の行使期間	平成13年2月1日から 平成22年9月30日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 186,500 資本組入額 93,250
新株引受権の行使の条件	新株引受行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象従業員との間で締結する「新株発行請求権付与契約」の定めによる
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡・質入・相続不可
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る払込金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株引受権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 株主総会の特別決議(平成15年12月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	158
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,080
新株予約権の行使期間	税制適格 平成18年2月1日から 平成21年9月30日 税制非適格 平成16年2月1日から 平成21年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 56,080 資本組入額 28,040
新株予約権の行使の条件	権利行使時点においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 会社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 株主総会の特別決議(平成15年12月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84,645
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成21年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 84,645 資本組入額 42,323
新株予約権の行使の条件	平成17年1月31日までは、割当数の3分の1、平成21年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 会社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

③ 株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	626
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,252
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83,000
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 83,000 資本組入額 41,500
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

④ 株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	145,197
新株予約権の行使期間	税制適格 平成19年2月1日から 平成22年9月30日 税制非適格 平成18年10月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 145,197 資本組入額 72,599
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成19年9月30日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

⑤ 株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178
新株予約権の行使時の払込金額(円)	221,500
新株予約権の行使期間	平成19年12月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 221,500 資本組入額 110,750
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

⑥ 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	489
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	978
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228,707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成20年2月29日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

⑦ 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 223,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する (イ) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする ア 平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づく新株予約権

① 取締役会の決議(平成20年2月21日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	354
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	708
新株予約権の行使時の払込金額(円)	222,627
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 222,627 資本組入額 111,314
新株予約権の行使の条件	(ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 取締役会の決議(平成21年1月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	772
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	772
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,200
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 53,200 資本組入額 76,600
新株予約権の行使の条件	<p>(ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権者の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年5月27日 (注) 1	△2,223	133,628	—	2,510,966	—	2,316,036
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日 (注) 2	180	133,808	5,962	2,516,929	5,962	2,321,998

(注) 1 自己株消却による減少です。

2 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できませんので、直前の基準日である平成21年3月31日現在で記載しています。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,223	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,628	133,621	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	135,851	—	—
総株主の議決権	—	133,621	—

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式の7株が含まれています。なお、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権付株式に係わる議決権の数7個は含まれていません。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿3-20-2	2,223	—	2,223	1.64
計	—	2,223	—	2,223	1.64

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は0株です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	118,600	131,900	106,800	153,600	190,000	184,600	209,600	200,000	219,000
最低(円)	64,500	82,800	94,000	102,200	135,000	125,000	161,900	169,200	162,000

(注) 最高・最低株価は、株式会社ジャスダック証券取引所における株価を記載しています。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員専務 music.jp事業本部長	取締役	執行役員専務 music.jp事業本部長 兼 洋楽配信部長 兼 コンテンツ戦略室長	高橋 次男	平成21年1月1日
取締役	新ビジネス担当	非常勤 取締役	—	佐々木 隆一	平成21年1月22日
取締役	上席執行役員 CTO 開発センター長	取締役	執行役員常務 CTO 開発センター長	清水 義博	平成21年2月1日
取締役	執行役員常務 ITセンター長	取締役	執行役員常務 システムセンター長	成田 透	平成21年5月1日
取締役	上席執行役員 CTO ITセンター プロジェクト推進室長	取締役	上席執行役員 CTO 開発センター長	清水 義博	平成21年5月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日）及び第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,216,005	1,442,113
売掛金	6,472,763	5,441,371
商品	1,084	1,154
貯蔵品	355	8,855
繰延税金資産	523,958	554,452
その他	659,360	629,258
貸倒引当金	△361,900	△332,258
流動資産合計	8,511,628	7,744,946
固定資産		
有形固定資産	※1 224,679	※1 247,688
無形固定資産		
ソフトウェア	1,275,757	1,049,195
その他	6,663	7,369
無形固定資産合計	1,282,421	1,056,564
投資その他の資産		
投資有価証券	581,378	768,515
敷金及び保証金	593,512	562,791
繰延税金資産	548,028	330,760
その他	340,514	64,747
貸倒引当金	△288,131	△17,032
投資その他の資産合計	1,775,302	1,709,783
固定資産合計	3,282,403	3,014,035
資産合計	11,794,031	10,758,982

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,052,150	1,577,043
1年内償還予定の社債	—	50,000
1年内返済予定の長期借入金	200,196	200,196
未払金	1,018,552	766,760
未払法人税等	232,690	799,924
賞与引当金	149,700	—
コイン等引当金	705,435	628,547
その他	194,059	502,841
流動負債合計	4,552,785	4,525,313
固定負債		
長期借入金	549,559	699,706
退職給付引当金	113,091	2,021
負ののれん	97,527	104,366
その他	32,841	42,037
固定負債合計	793,020	848,131
負債合計	5,345,805	5,373,444
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,516,929	2,506,071
資本剰余金	3,027,109	3,016,252
利益剰余金	821,325	335,459
自己株式	—	△499,372
株主資本合計	6,365,364	5,358,411
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34,539	10,323
評価・換算差額等合計	34,539	10,323
新株予約権	48,322	16,802
純資産合計	6,448,225	5,385,537
負債純資産合計	11,794,031	10,758,982

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	18,760,522
売上原価	5,812,348
売上総利益	12,948,174
販売費及び一般管理費	※1 11,222,186
営業利益	1,725,987
営業外収益	
受取利息	397
受取配当金	3,098
負ののれん償却額	6,838
雑収入	4,847
営業外収益合計	15,182
営業外費用	
支払利息	15,745
持分法による投資損失	596
消費税等調整額	24,229
雑損失	9,507
営業外費用合計	50,079
経常利益	1,691,091
特別利益	
貸倒引当金戻入額	2,864
その他	6
特別利益合計	2,871
特別損失	
固定資産除却損	77,590
投資有価証券評価損	19,185
関係会社株式売却損	3,503
退職給付費用	89,116
コンテンツ情報料	109,245
特別損失合計	298,640
税金等調整前四半期純利益	1,395,321
法人税、住民税及び事業税	234,093
法人税等調整額	△205,811
法人税等合計	28,282
四半期純利益	1,367,039

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
売上高	6,621,839
売上原価	1,945,097
売上総利益	4,676,741
販売費及び一般管理費	※1 3,784,635
営業利益	892,106
営業外収益	
受取配当金	2,973
負ののれん償却額	2,279
雑収入	2,872
営業外収益合計	8,124
営業外費用	
支払利息	4,948
雑損失	6,560
営業外費用合計	11,508
経常利益	888,722
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,268
特別利益合計	1,268
特別損失	
投資有価証券評価損	40
コンテンツ情報料	4,927
特別損失合計	4,967
税金等調整前四半期純利益	885,022
法人税、住民税及び事業税	196,551
法人税等調整額	184,053
法人税等合計	380,605
四半期純利益	504,417

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,395,321
減価償却費	642,317
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	111,070
受取利息及び受取配当金	△3,496
コイン等引当金	76,888
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,025,011
仕入債務の増減額 (△は減少)	475,106
未払金の増減額 (△は減少)	251,793
その他	△22,821
小計	1,901,166
利息及び配当金の受取額	3,496
利息の支払額	△15,745
法人税等の支払額	△791,826
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,097,090
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△927,170
関係会社株式の売却による収入	216,000
その他	△55,706
投資活動によるキャッシュ・フロー	△766,876
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△150,147
自己株式の取得による支出	△223,985
配当金の支払額	△135,687
その他	△28,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	△538,105
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△207,890
現金及び現金同等物の期首残高	1,442,113
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△18,217
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,216,005

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更 (1) 連結の範囲の変更 連結子会社であった株式会社ピコソフトについては、平成20年11月1日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しています。 連結子会社であった株式会社マジオクおよび株式会社ピコソフト・ホールディングは重要性がなくなったため、連結の範囲から除外しています。 連結子会社であった株式会社コミックジェイピーについては、平成21年2月1日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しています。 株式会社コミックジェイピー(新)については、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めています。 (2) 変更後の連結子会社の数 6社
2. 持分法の適用に関する事項の変更 (1) 持分法適用関連会社の変更 関連会社であった株式会社ベックワンキャピタルは平成20年11月28日付で同社の全株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しています。 関連会社であった株式会社ムーバイルは重要性がなくなったため、持分法適用関連会社の範囲から除外しています。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社
3. 会計処理方法の変更 退職給付会計 当社グループは、退職給付債務の算定にあたり、前連結会計年度までは簡便法によっていましたが、当連結会計年度から原則法による算定方法に変更しています。この変更は、従業員数の増加により、退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。 この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額89,116千円を特別損失に計上しています。 この結果、従来と同一の方法による場合と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益および経常利益は21,119千円減少し、税金等調整前四半期純利益は110,236千円減少しています。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
賞与引当金 従来、従業員への賞与支給額が確定し、当該支給額を未払費用に計上していましたが、当四半期会計期間末においては、四半期財務諸表作成時に賞与の支給額が確定していないため、賞与支給見込額の当四半期会計期間の負担額を賞与引当金として計上しています。 なお、前連結会計年度末において、未払費用として計上されていた賞与支給確定額は、299,834千円です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年9月30日)	
※1 固定資産の減価償却累計額		※1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	214,621千円	有形固定資産の減価償却累計額	178,395千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	
支払手数料	2,049,917千円
広告宣伝費	3,930,824千円
給料・手当	1,915,554千円
退職給付費用	21,953千円
貸倒引当金繰入額	213,126千円
減価償却費	630,055千円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
支払手数料	724,020千円
広告宣伝費	1,305,110千円
給料・手当	668,721千円
退職給付費用	7,317千円
貸倒引当金繰入額	73,571千円
減価償却費	217,541千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,216,005千円
現金及び現金同等物	<u>1,216,005千円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	133,808

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	—	48,322
合計		—	48,322

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	135,687	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株式資本の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結会計期間末における自己株式の残高は、前連結会計年度末より499,372千円減少しています。これは自己株式の取得により223,985千円の増加、自己株式の消却により723,357千円が減少したためです。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	6,511,673	110,166	6,621,839	—	6,621,839
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	17,926	17,926	(17,926)	—
計	6,511,673	128,092	6,639,765	(17,926)	6,621,839
営業利益又は 営業損失(△)	998,434	△87,153	911,281	(19,174)	892,106

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	18,397,980	362,541	18,760,522	—	18,760,522
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	64,144	64,144	(64,144)	—
計	18,397,980	426,686	18,824,666	(64,144)	18,760,522
営業利益又は 営業損失(△)	2,091,257	△306,210	1,785,046	(59,059)	1,725,987

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信（公式サイト運営）、広告代理店、等
自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信（一般サイト運営）、広告代理店、等

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）および当第3四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）

本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）および当第3四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 47,829円01銭	1株当たり純資産額 39,567円06銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	10,186円35銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	10,113円73銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	1,367,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,367,039
普通株式の期中平均株式数(株)	134,202.99
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	963.74
(うち新株引受権)(株)	(—)
(うち新株予約権)(株)	(963.74)

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	3,772円54銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,739円58銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	504,417
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	504,417
普通株式の期中平均株式数(株)	133,707.60
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	1,178.44
(うち転換社債)(株)	(—)
(うち新株引受権)(株)	(14.47)
(うち新株予約権)(株)	(1,163.96)

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 浩 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 秀 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役員 経営企画本部長 松 本 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長前多俊宏および当社最高財務責任者松本博は、当社の第14期第3四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。